

## 平田地区復興まちづくり協議会・地権者連絡会 議事要旨

### 記

- 日時 平成 29 年 1 月 27 日（金）18 時 30 分～20 時 30 分
- 場所 釜石・大槌地域産業育成センター（釜石市大字平田 3-75-1）
- 次第
  1. 市長からの挨拶
  2. 本日の趣旨とこれまでのふりかえり
  3. 復興まちづくり計画の進捗状況について
    - ① 復興まちづくり計画の進捗状況の概要
    - ② 宅地引渡しスケジュールについて
  4. 宅地引渡し可能時期のお知らせについて
  5. 宅地品質の考え方について
  6. 土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について
  7. 町界、町名の変更と住居表示について
  8. 下水道受益者負担金及び下水道使用料について
  9. 住宅再建に係る補助制度について
  10. 意見交換

住宅再建相談会（説明資料 41 頁）は、事前予約が必要なのか？

→ 予約の必要はございません。

住宅再建相談会では、住宅再建補助金の説明や住宅ローンの試算、その他に岩手弁護士会に来ていただき、そこで住宅契約のアドバイスや登記・相続関連の相談をすることができます。

引渡しされた宅地に住宅を建てない場合でも、受益者負担金は発生するのか。

→ 引渡しされた土地が宅地であっても、駐車場としての利用など、住宅を建てない場合には、下水道受益者負担金は賦課されません。

ただし、受益者負担金の単価は、年々上がっていく可能性がありますので、今後の土地利用として住宅建築を検討されている方の中には、一度お支払い頂ければ二度と賦課されることはないため、あらかじめお支払い頂く方もおります。

宅地の引渡しが行われる前に、市から皆様へご連絡したうえ、個別説明を実施してご意向を確認してまいります。

①集会所の整備について、なぜ1階が生活応援センター、2階が集会所なのか？

②1階の会議室は地域住民が利用できるのか？また、使用料はかかるのか。

③昨年行われた、区画整理後の土地利用方法の意向確認アンケートの結果について、平田地区では何%の人が自力再建を考えているのか？

→ ①生活応援センターは、釜石市内に8箇所ありますが、生活応援センター単独の用途で建設されているものは無く、別の施設等と合築する形になっております。平田地区には、生活応援センターが入れる施設が他に無かったため、町内会長、町内会役員の方々の了解を得て、集会所と合築することとなりました。そのため、事務所や会議室が必要な生活応援センターを1階に、また広いスペースが必要な集会所を2階に整備することとなりました。

→ ②1階にある会議室は、地域住民の皆さまに利用して頂くための会議室です。机や椅子を使用しても、約20人が入れるスペースがあります。また、使用料を頂く予定はありません。

→ ③他地区を含む市全体でのアンケートの回収率は、現在約66%です。そのうち、平田地区に土地をお持ちの方で、震災前に住宅として利用していた方は約4割おりました。一方、震災後、平田地区に戻って自宅を再建する意向の方は約3割となっております。よって、約1割の方が別の場所で再建する意向であることが見て取れます。

現在計画される集会所の場所が、公共施設用地としてはあまりにも狭い。また、河川の近くにあると、冠水することも想定されるため、条件の良いところに変更するべきだと思う。区画整理区域内にある公園を集約し、広いところに集会所と生活応援センターを建設するべきではないか？

→ 仮換地にあたっては、地域住民の皆さまの土地を区画として先行して配置したうえで公共用地を確保したこともあり、土地形状が若干いびつなところに集会所、屯所を整備することとなったことから、ご不便をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。

また、公園の集約となると、仮換地の見直しが必要となり、復興事業に遅れが生じることから、申し訳ございませんが、集会所や公園については、現在の位置で利用して頂きたいと思います。

なお、これにつきましては、平成 24 年度から行って参りました復興まちづくり協議会・地権者連絡会において、計画をお示ししながら事業を進めてまいりましたので、ご理解を頂きたいと思います。

集会所は、他の地区では平屋建てで、平田のみ 2 階建ての建物を配置する計画となっているのか。

→ ほかの地区においても用地に限りがある場合、集会所と消防屯所などの他の施設とが合築され、2 階に集会所が配置されることとなります。

町名変更については、10 年くらい前に地域住民から要望があった。その際には、運転免許証や権利関係書類の住所変更手続きが必要となり費用の個人負担が生じることについて、住民合意を得るのは難しいとのことから立ち消えとなった。

今回、区画整理事業に伴って町名変更を行う際は、各種届出の住所変更により費用が生じた場合、行政が負担するのか？また、区画整理事業区域外も含め、変更を行う場合には、どのようにして区域外の地域住民から合意を得るのか？

→ 市による費用負担や区画整理事業区域外の町名変更や住居表示の実施については、お示ししたスケジュールに則り、今後、皆さまと協議を行ったうえで、検討してまいります。

①平田第 5 地割、第 6 地割など区画整理区域外においては、まだ国土調査が行われていない。今後、地権者の高齢化や都心への移住が進むことが予想されることから、早急に調査を行うことが必要であると思われるが、今後のスケジュールはどのようになっているのか？

②下水道受益者負担金について、災害危険区域にある農地や雑種地にも負担金が発生するのか？田んぼとして利用する土地であると、費用が膨大になる。

→ ①国土調査については、実施する際にお知らせいたします。

→ ②受益者負担金は登記簿上の地目が宅地になっている土地が対象となるため、農地には賦課されません。ただし災害危険区域内であっても工場等を建て、下水道に接続する場合には、賦課されます。その際にもし、敷地面積が通常より大きい場合には、土地の分筆により、下水道受益者負担金の対象となる土地の面積を限定できる場合がありますので、個別にご相談いただければと思います。

道路整備予定箇所に小屋が 1 軒残っているため、工事が進んでいない。早期に工事が進むよう調整して頂きたい。

- 現在、小屋の土地を所有している地権者様と調整を進めております。  
ご不便おかけしまして申し訳ございませんが、少しでも早く整備できるよう努力いたしますのでよろしくお願いたします。

①生活応援センターや集会所の整備場所は、川沿いにあるので、台風や大雨の際などには冠水するおそれがあると思うが、災害時の緊急避難場所とするのか？

②緊急避難場所として指定しなくとも、身近な公共施設として災害時に避難者が押し掛ける可能性がある。そのような施設を災害時には危険な場所に整備することは好ましくないのではないか？

- ①現在、市では「洪水・土砂災害」時における緊急避難場所として、「平田公園クラブハウス」及び「上平田ニュータウン集会所」を指定しております。また、生活応援センターや集会所の予定地については、土石流の警戒区域（イエロー）にあたるため、整備後も指定する予定はありません。

（※「津波」や「火災・地震」の場合など、災害の種類ごとにそれぞれ指定場所が異なりますので、市ホームページ等でご確認ください。）

- ②災害時には、市が避難場所として指定した場所へ避難していただくよう、引き続き周知してまいります。

換地について、震災前にはスーパーや県道の近くに土地があった。仮換地の際に、県道近くにあった土地は県道より山側に移動できないと言われた。私の土地よりも海側に土地を持っていた方は山側に移動できるのに、なぜ私の土地は水門近くのところに移動されたのか？

- 仮換地先の具体的な場所などについてお調べしてから、後ほど個別に相談させていただきます。

(市長) : 本日は長時間にわたり、ありがとうございます。たくさんのご意見、ご指摘を頂きました。全体的に気になったことについて、お話をさせて頂きたいと思います。

集会所について、配置場所や生活応援センターとの併設などに関するご質問を頂きました。すでに町内会とは調整を図りながら、現在は具体的などころまで進めてきましたが、私から改めて、再確認させて頂き、最後の詰めを行いたいと思います。

町名変更について、区画整理事業区域内では復興交付金により事業を進めているため、皆さまにはご負担が無い形になるかと思えます。区画整理事業区域外の対応については、従来から平田地区だけでなく、釜石市内の各所に町名変更の問題がございました。今回のように区画整理事業が行われると、町名変更を行う機会があるため、皆さまのご理解を頂いて、区画整理事業区域内の町名変更ができれば良いと思っております。

実施するかどうかは、審議会を設けて、皆さまにご判断して頂くこととなります。  
個別の課題はありますが、以前お示したスケジュールで工事を進めていきたいと思  
っております。後ほど、平田地区の造成工事を行っている(株)竹中土木・(株)山長 JV の担  
当者もいらっしゃっておりますので、現場の状況等の説明をお話していただきたいと  
思います。

震災から 6 年経ち、皆さまのご協力を得ながら現在まで行ってきました。仮設住宅等  
に住まわれる方がまだ、たくさんおりますので、引き続き早く復興できるよう進めて  
まいります。

(閉会 20 : 30)

以上